

## 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学附属図書館利用細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学附属図書館規則の規定に基づき、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学附属図書館(以下「附属図書館」という。)の利用について定めるものとする。

### (開館日及び開館時間)

第2条 附属図書館は、次に掲げる日を除き、開館するものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(以下「祝日法」という。)に規定する休日。ただし、祝日法に規定する休日のうち、授業が行われる日を除く。
  - (2) 12月29日から12月31日及び1月2日から1月4日
  - (3) 日曜日
- 2 休業期間中の土曜日は、前項の規定にかかわらず、休館とする。
- 3 開館時間は、原則として次の表に掲げるとおりとする。

区分	開館時間
平日(下記の平日以外)	9:00～18:30
休業期間中の平日	9:00～17:00
土曜日	9:30～17:00

- 4 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学附属図書館長(以下「館長」という。)が必要と認めた場合は、学長の承認を得て、前3項の規定にかかわらず、開館日、若しくは休館日を設け、又は開館時間を変更することができる。

### (利用者の資格)

第3条 附属図書館を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学(以下「本学」という。)の教職員
- (2) 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の学生
- (3) 附属図書館の利用を申し出た学外者

### (図書館利用証)

第4条 館長は、前条第1号及び第3号に掲げる者には、図書館利用証(以下「利用証」という。)を交付する。

- 2 前項の利用証を紛失した場合は、直ちに届け出なければならない。

### (利用証等の携帯)

第5条 利用者は、次に掲げる利用証等を携帯し、附属図書館の職員が求めたときは、こ

れを提示しなければならない。

- (1) 本学の教職員 利用証
- (2) 本学の学生 学生証
- (3) 附属図書館の利用を申し出た学外者 利用証

#### (館内閲覧)

第6条 利用者は、館内の図書、雑誌、視聴覚資料、電子情報資料及びその他の資料(以下「資料」という。)を所定の場所において閲覧することができる。

#### (閲覧の制限)

第7条 次に掲げる場合は、閲覧を制限することができる。

- (1) 資料に第5条第1号及び第2号に掲げる情報(個人情報に係る部分等)が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分
- (2) 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が終了するまでの間
- (3) 資料の原本を利用させることにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は附属図書館において当該原本が現に使用されている場合

#### (個人情報の漏えい防止)

第8条 図書等に記録されている個人情報(生存する個人の情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)については、学校法人神谷学園における個人情報の保護に関する規程の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

#### (館外貸出)

第9条 利用者は、次に掲げる資料を除き、所定の手続を経て館外貸出を受けることができる。

- (1) 貴重図書
  - (2) 参考図書
  - (3) 雑誌の最新号
  - (4) 視聴覚資料
  - (5) 新聞
  - (6) 電子情報資料
  - (7) その他特に定めた資料
- 2 前項に掲げる資料のうち、館長の許可を得た場合は、館外貸出を行う。

(貸出冊数及び期間等)

第10条 館外貸出を受けることのできる冊数及び期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書 10冊以内 2週間以内
  - (2) 雑誌 5冊以内 1週間以内
  - (3) その他の資料 その都度指定する。
- 2 前項の規定は、第11条の手続を経た場合については、適用しない。
- 3 館長が必要と認めた場合は、第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、貸出冊数の制限を超え、又は貸出期間を延長することができる。
- 4 前項により、館長の許可を受けようとする場合は、所定の手続を経なければならない。
- 5 利用者は、資料が貸出中の場合、貸出の予約をすることができる。
- 6 利用者は、他に貸出予約者がいない場合に限り、継続貸出を受けることができる。
- 7 館外貸出を受けた資料は、他の者に転貸してはならない。

(研究室等備付資料)

第11条 研究室又は各課等に備付けを目的とする資料(次項において「研究室等備付資料」という。)を備付けようとする場合は、所定の手続を経なければならない。

- 2 前項により、研究室等備付資料を備付ける場合には、当該資料ごとに保管責任者を定めるものとする。

(資料の返却)

第12条 資料の貸出を受けた者は、第10条第1項及び第3項の貸出期間内に当該資料を返却しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる期日までに、貸出資料を返却しなければならない。
- (1) 転任、退職又は休職の場合 発令日
  - (2) 卒業又は修了の場合 卒業又は修了の日
  - (3) 退学、停学、除籍又は休学の場合 許可又は命ぜられた日
- 3 館長が必要と認めた場合は、貸出期間中であっても、返却させることができる。

(貸出停止)

第13条 貸出期間を過ぎても返却しない者は、資料の貸出を受けることができない。

(弁償)

第14条 資料を紛失又は損傷させた者は、同一の資料又は相当の資料をもって弁償しなければならない。

- 2 資料の返却の督促を受けても返却しない者は、前項の規定により弁償しなければならない。

(学術情報の調査等)

第 15 条 利用者は、学術情報の提供及び調査を依頼することができる。

(相互利用)

第 16 条 利用者は、他の図書館等及び資料の利用を依頼することができる。

- 2 他の図書館等から附属図書館及び資料の利用又は見学について依頼があった場合は、館長が学内の利用に支障がないと認める範囲で、これに応ずるものとする。

(インターンシップ等の受け入れ)

第 17 条 中学校、高等学校などから職場体験・インターンシップの依頼があった場合は、館長が通常運営の妨げにならないと認める限り、学長の許可の上応じることができる。

- 2 司書課程の講習に伴う図書館実習は原則として受け入れない。

(文献複写)

第 18 条 利用者は、教育、研究又は調査を目的とした資料の複写(以下「文献複写」という。)を依頼することができる。

- 2 文献複写の依頼は、所定の申込書により行うものとする。
- 3 附属図書館に設置されたセルフ式複写機を使用して、自ら附属図書館の資料を複写する場合は、事前に所定の申込書を館長に提出しなければならない。
- 4 文献複写料金は、前納しなければならない。ただし、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所が提供する ILL 文献複写料金相殺制度によって処理するものについては、この限りでない。
- 5 既納の文献複写料金は、原則として還付しない。
- 6 文献複写料金は、別に定める。

(利用の制限)

第 19 条 館長は、この細則に違反した者に対して一定の期間、附属図書館の利用を制限することができる。

(雑則)

第 20 条 資料を利用者の閲覧に供するため、資料の目録及びこの細則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第 21 条 この細則に定めるもののほか、附属図書館の利用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (1)

- 1 この規則は平成9年4月1日から施行する。これに伴い東海女子大学図書館利用規程(昭和57年4月21日から適用)及び東海女子短期大学利用規程(昭和43年10月1日施行、昭和59年9月13日一部改正)は、廃止する。
- 2 東海女子大学図書館複写規程(昭和60年3月25日から適用)及び東海女子短期大学文献複写内規(昭和55年4月1日施行、昭和59年10月1日一部改正)は、廃止する。

附 則 (2)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (3)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (4)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (5)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (6)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(東海女子短期大学から東海学院大学短期大学部に名称変更)

附 則 (7)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館大セミナー室利用内規(平成20年4月1日から施行)、東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館中小セミナー室利用内規(平成20年4月1日から施行)、東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館学習室Ⅰ、Ⅱ及び情報学習室利用内規(平成20年4月1日から施行)、東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館学習室Ⅰ・Ⅱ利用内規(平成20年4月1日から施行)、東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館大ホール利用内規(平成20年4月1日から施行)及び東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館施設使用規程(平成20年4月1日から施行)は、廃止する。

附 則 (8)

- 1 この細則は、平成27年2月1日から施行する。
- 2 この細則の適用に伴い、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学現物貸借細則、東

海学院大学短期大学部及び東海学院大学文献複写等料金徴収事務取扱要項を廃止する。

附 則 (9)

- 1 この細則は、平成 28 年 1 月 13 日から施行する。

附 則 (10)

- 1 この細則は、平成 28 年 11 月 9 日から施行する。